

第 8 回 通信政策特別委員会 事務局説明資料

# これまでの会合の主な意見

2023年10月25日

総務省

総合通信基盤局

## 通信事業者による公的な役割への期待

- NTT法に定められた**電話の役務のあまなく提供の確保は国民にとって重要**であり、NTTの重要な役割。通信サービスの利用形態の変化に鑑み、NTT法の責務の中で**電話以外の通信インフラも対象として位置付けることが望ましい**。(消団連)
- 不採算地域での事業縮退を招かぬよう、**公共的見地からもNTT東西によるユニバーサルサービスの確保が必要**。(JAIPA)

## 電話のユニバーサルサービスの在り方

- 音声通話のユニバーサルサービスについて、**将来的にその対象を携帯電話とすることはあり得るが、現時点では、非常時のバッテリーの持ちなども考えると公衆電話は必要**である。(JAIPA)
- **公衆電話や災害時用公衆電話を維持強化**することは、NTTの**重要な役割**。(消団連)
- 回線負荷やシステムトラブルによる通信途絶などの課題もあり、**モバイルは固定回線と比較して不安定**。また、全ての国民がモバイルを持っているわけではなく、**ユニバーサルサービスの対象とすることには慎重な議論が必要**。(消団連)

## ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方

- ブロードバンドの提供手段として無線を活用することは当然だが、**ブロードバンドのユニバーサルサービス制度における交付金の支援対象としてどこまで含むかはより深い議論が必要**。(相田主査代理)
- 衛星やモバイル等について、離島や山間部等を**経済合理性のみで判断するのは不適切**。外国事業者に**100%依存する衛星ブロードバンドの経済安全保障上のリスク**も含め、NTT東西による提供方法の検討など、**地域の実情を踏まえた検討が必要**。(JAIPA)
- 衛星やモバイルは、**料金や速度、安定性の観点で現実の使用に耐えない場合**もある。特にモバイルは、安定的な使用のために**基地局までの光ファイバが必要**であり、大きな技術革新がない限り、**固定の方が安定している**。(JAIPA)
- ユニバーサルサービスが手厚く提供されることは歓迎するが、**コスト負担とのバランスで考えるべき**。(大橋委員)
- ブロードバンドのユニバーサルサービス制度において、**料金の低廉性を担保する仕組み**を検討することは重要。他方で、**特別支援区域の整備促進に事業者が躊躇するような料金設定**になるのも望ましくなく、**バランスを取ることが必要**。(大谷委員)
- ブロードバンドのユニバーサルサービス制度において、**地方と都市部の料金格差をなくすため**、例えば、**適格電気通信事業者の指定要件に低廉化に関する担保措置を入れること**なども考えられる。(林委員)
- ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に欠けている**料金の低廉性を担保する仕組み**も今後求められる。(JAIPA)
- ブロードバンドサービスの提供に当たっては、**過疎地域においても、都市部と比較して料金の平等性等が確保されるべき**。(消団連)

## NTT法の規律による公正競争の確保

- 電電公社から承継した**全国規模の線路敷設基盤等**は、我が国で**NTTのみが有する資産**であり、仮に**NTTグループ**に課せられた規制を全て撤廃するのであれば、この莫大な資産を国に返納すべき。(JAIPA)
- **NTTの経営の自由度を高める法改正**は、**NTTの独占回帰を進め**、公正な競争環境が維持できず、**結果として国民の利益が損なわれる懸念**があり、公正な競争環境を確保するための**十分な議論が必要**。(テレサ協会)
- **NTT東西とドコモの合併禁止**、**グループ内取引の監視・検証強化が必要**。(JAIPA)
- **業務区分撤廃によりNTT東西がインターネット接続に進出可能となるとISP市場が崩壊する懸念**がある。(JAIPA)
- ISP事業における競争がNTT法の構造規制により実現されてきたことを踏まえれば、**地域通信と移動通信を競争上区別する重要性も失われていないと考えられ**、**NTT東西の移動通信事業やISP事業の禁止は、引き続き維持**すべき。(林委員)

## 電気通信事業法の規律による公正競争の確保

- **NTT東西の地域網とMNOの無線網の開放を確保するルール**の維持が必要。今後の市場統合の中で、**固定系と移動系の枠を超えた市場支配力の濫用**が起こる可能性を踏まえると、NTT法を大きく見直すのであれば、現在**固定系と移動系で分かれているドミナント規制の抜本的な見直しが必要**。(テレサ協会)
- **市場支配的事業者が特定関係法人と合併し、又は特定関係法人から事業譲渡を受ける場合は**、公正な競争環境の確保のため、**検証の仕組みを強化する必要**がある。(テレサ協会)
- **卸料金の高止まりや卸関連情報等の目的外利用**など、公正競争維持の観点から事業者に**重大な影響が生じる懸念**があり、**光卸の規律強化が必要**。(JAIPA)
- 5G(SA)時代において、**MNOによる積極的な機能開放を促すための制度化**や**MVNOが金銭を対価にMNO設備の共用に参加できる枠組み**(RANシェアリングによる**フルMVNO**等)の**早期実現が必要**。(テレサ協会)
- MVNOが公正な競争環境のもとで事業展開や市場競争を行っていくためには、二種指定事業者のうち、特に**交渉力が極めて高い事業者**として、現行の**NTTドコモに加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3者**に対し**禁止行為規制を早期に適用することが必要**。(テレサ協会)
- 競争的な事業者に成長した**MNOに対して行為規制を課すのは合理的**。(大橋委員)

## 視点

## 主な意見

### 【一定の方向性が確認された事項】

#### （１）【電話（固定電話・公衆電話）のあまねく責務】

- ① これまでも技術革新を踏まえた制度改革に取り組んできたが、**固定電話中心からブロードバンドを軸としたユニバーサルサービスへの見直しが必要。**
  - 電話のユニバーサルサービスの責務について時代に即した見直しが必要。（NTT、ソフトバンク）
  - 電話（メタル→光ファイバ）のあまねく義務の撤廃は、公益性の高い通信確保に支障をきたすことに留意。（KDDI）
- ② **災害時等の通信手段確保**という観点から、ユニバーサルサービスとしての**公衆電話の在り方について検討が必要。**
  - 公衆電話のユニバーサルサービス義務は、廃止も含め、モバイルによる代替等、国民負担の観点からコストミニマムな方法の検討が必要。（NTT）
  - IP電話も含めた固定電話（約6千万世帯）や公衆電話に一定のニーズがあることにも留意。（長田委員、相田主査代理、JAIPA）
  - 公衆電話や災害時用公衆電話を維持強化することは、NTTの重要な役割。（消団連）

#### （２）【ブロードバンドのあまねく責務】

- ① ブロードバンドの提供主体として、**ラストリゾートの確保が課題**。確保方法としては、**NTT東西がその役割を担うことや、国が何らかの指定を行うこと**等を検討すべき。
  - 「光ファイバ」の全国提供義務は必要。（ソフトバンク、KDDI）
  - ブロードバンドの整備において、NTTがラストリゾート責務を担うことに賛成。（町村会、高知県、稚内市、CATV連盟等）
  - ブロードバンドの未整備地域の解消等について**NTTが公共的な役割を果たすことを強く期待**している。（知事会）
  - ブロードバンドのあまねく提供には、公共性のある民間事業者であるNTTの協力が不可欠。（市長会）
  - ブロードバンドのあまねく提供について、他事業者も排除しないがNTTでないと現実的には難しい。（町村会、高知県、長崎県）
  - NTT東西のシェアが低い地域の扱いやモバイルをどう組み込むのか等の課題が整理され、電気通信事業法の中でコストがカバーされる制度ができるのであれば、ラストリゾートの義務を負ってもよいと考えている。（NTT）
- ② **不採算地域でのサービス提供の確保**のためには、**技術革新、サービス品質等を考慮した上で、モバイルやNTNなど無線技術の活用**の検討が必要。
  - ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）をブロードバンドのユニバーサルサービスの対象として検討すべき。（岡田委員）
  - ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供手段としては、将来の技術革新やコスト面も考慮し、光ファイバだけでなく、モバイル、NTNも検討すべき。（岡田委員、オブテージ、STNet、テレサ協会）

通信サービスが「全国に届く」  
（ユニバーサルサービスの確保）

## 視点

## 主な意見

### 【一定の方向性が確認された事項（続き）】

- ブロードバンドのユニバーサルサービスとして、NTNやモバイルは技術革新に合わせて活用すれば良いが、現時点でNTNは海外のサービスしかなく、モバイルは速度が担保されていない。モバイルについては、今後、求められる水準を議論すること、条件不利地域で安定的に接続するための技術開発が必要。（藤井委員）
- 衛星やモバイル等について、離島や山間部等を経済合理性のみで判断するのは不適切。外国事業者に100%依存する衛星ブロードバンドの経済安全保障上のリスクも含め、NTT東西による提供方法の検討など、地域の実情を踏まえた検討が必要。（JAIPA）
- ブロードバンドの提供手段として無線を活用することは当然だが、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度における交付金の支援対象としてどこまで含むかはより深い議論が必要。（相田主査代理）
- 衛星やモバイルは、料金や速度、安定性の観点で現実の使用に耐えない場合もある。特にモバイルは、安定的な使用のために基地局までの光ファイバが必要であり、大きな技術革新がない限り、固定の方が安定している。（JAIPA）

### （3）【ユニバーサルサービスの利用者料金の低廉性の確保】

- ① ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供については、**利用者料金の低廉性を確保するための方策を検討することが必要。**
- ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に欠けている料金の低廉性を担保する仕組みも今後求められる。（JAIPA）
  - ブロードバンドのユニバーサルサービス制度において、料金の低廉性を担保する仕組みを検討することは重要。他方で、特別支援地域の整備促進に事業者が躊躇する金額になるのも望ましくなく、バランスを取ることが必要。（大谷委員）
  - ブロードバンドサービスの提供に当たっては、過疎地域においても、都市部と比較して通信の利便性、品質、安定性、料金の平等性が確保されるべき。（消団連）
  - ブロードバンドのユニバーサルサービス制度において、地方と都市部の料金格差をなくすため、例えば、適格電気通信事業者の指定要件に低廉化に関する担保措置を入れることなども考えられる。（林委員）

### （4）【制度見直しの留意事項】

- ① **責務の廃止と新設を一体的に進めないと制度的な空白が生じ、国民にとっての不安や不利益につながる。**
- 規律の廃止と新設を一体的に進め、責務の制度的な継続を担保することに留意されたい。（離島振興協議会、高知県）

### 【その他】

#### （5）【制度見直しの留意事項】

- 特定の事業者に退出を禁じるあまねく責務を参入・退出が自由の電気通信事業法に規定することは、法律の枠組みとして課題あり。（林委員）

通信サービスが「全国に届く」  
（ユニバーサルサービスの確保）



## 視点

## 主な意見

### 【一定の方向性が確認された事項】

#### （１）【NTT東西の業務範囲の見直し】

- ① **IP化の進展による県内・県間の概念の希薄化を踏まえ、県内通信を本来業務とするNTT東西の業務範囲は、見直しが必要。**
  - NTT東西の業務範囲を県内に限定する規制は意義が薄れてきている。（NTT、ソフトバンク）
- ② **NTT東西の業務範囲の見直しに当たっては、移動通信事業など公正競争に重大な影響を及ぼす業務を除くことについて検討が必要。**
  - NTT東西とドコモの合併は考えていない。NTT東西の統合も選択肢となる見直しを希望。（NTT）
  - 公正競争上の観点から、移動体やISP等への進出を妨げる業務範囲規制は引き続き必要。（ソフトバンク、KDDI、オプテージ）
  - 業務区分撤廃によりNTT東西がインターネット接続を可能となるとISP市場が崩壊する懸念がある。（JAIPA）
  - ISP事業における競争がNTT法の構造規制により実現されてきたことを踏まえれば、地域通信と移動通信を競争上区別する重要性も失われていないと考えられ、NTT東西の移動通信事業やISP事業の禁止は、引き続き維持すべき。（林委員）
  - NTT東西とドコモの合併禁止、グループ内取引の監視・検証強化が必要。（JAIPA）
  - NTT東西とドコモの統合等による独占力を通じた競争事業者の排除を懸念。（KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、JCOM、オプテージ）
  - NTT東西が統合されると、NTTの競争力が更に高まり、設備競争は抑制され、競争事業者淘汰の可能性がある。（オプテージ、STNet）
  - 地域産業の活性化等に向け、NTT東西が電気通信業務以外の業務も可能となるよう見直しが必要。（NTT）
  - 業務範囲の見直しによりNTTグループの商材を活用した一体営業等が可能になると、公正競争阻害のおそれがある。（オプテージ）
  - NTT東西の業務範囲の見直しにおいては、旧国営企業と民間企業との間で平等な競争条件が確保されることが重要。（ACCJ）

#### （２）【制度見直しの留意事項】

- ① **制度の廃止と新設を一体的に進めないと制度的な空白が生じ、公正競争上の問題が生じる。**
  - 制度見直しは、規律の廃止と新設を同時に進めないと空白が生じ、公正競争上の問題が大きい。（林委員）

「低廉で多様なサービスが利用できる」

（公正競争の確保）

## 視点

## 主な意見

### 【その他】

#### （3）【アクセス部門の分離】

- 公正競争確保の規定はあるが、ボトルネック設備の独占的な所有に伴う整備・運用の懸念がある。（ソフトバンク）
- 完全民営化等するのであれば、その前に特別な資産を保有するアクセス部門の資本分離が不可欠。（KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、JAIPA）
- NTT東西の線路敷設基盤保有部門の資本分離や別会社化は、ネットワーク高度化の妨げ等を招くことから行うべきではない。（NTT）
- NTT東西の固定アクセス網を分離し、インフラ会社を設立すると、設備競争が減退する可能性がある。（オプテージ、STNet）

#### （4）【NTTグループの在り方】

- 独占回帰は常にけん制すべきで、NTTの在り方は定期的な検証・見直しが必要。（KDDI）
- 電気通信事業法にはNTTのグループ内再編について事前審査する仕組みがなく、独禁法の企業結合審査の対象外であるため、同法とNTT法の両方で公正競争確保を図る必要あり。（林委員）
- NTTの経営の自由度を高める法改正は、NTTの独占回帰を進め、公正な競争環境が維持できず、結果として国民の利益が損なわれる懸念があり、公正な競争環境を確保するための十分な議論が必要。（テレサ協）

#### （5）【NTT持株の業務範囲】

- NTT持株が自ら事業を行うスキームも選択可能となるよう、業務範囲規制の見直しを希望。（NTT）

#### （6）【電気通信事業法の規律等】

- 組織を規律するNTT法と取引条件を規律する電気通信事業法の両輪で公正競争を確保。（KDDI）
- 電話時代の規制廃止、卸の規律は必要最小限、ドコモの禁止行為規制の撤廃等を希望。（NTT）
- 卸料金の高止まりや卸関連情報等の目的外利用など、公正競争維持の観点から事業者に重大な影響が生じる懸念があり、光卸の規律強化が必要。（JAIPA）
- MVNOが公正な競争環境のもとで事業展開や市場競争を行っていくためには、二種指定事業者のうち、特に交渉力が極めて高い事業者として、現行のNTTドコモに加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3者に対し禁止行為規制を早期に適用することが必要。（テレサ協会）
- 競争的な事業者に成長したMNOに対して行為規制を課すのは合理的。（大橋委員）
- NTT東西の地域網とMNOの無線網の開放を確保するルールの維持が必要。今後の市場統合の中で、固定系と移動系の枠を超えた市場支配力の濫用が起こる可能性を踏まえると、NTT法を大きく見直すのであれば、現在固定系と移動系で分かれているドミナント規制の抜本的な見直しが必要。（テレサ協会）
- 5G(SA)時代において、MNOによる積極的な機能開放を促すための制度化やMVNOが金銭を対価にMNO設備の共用に参加できる枠組み（RANシェアリングによるフルVMNO等）の早期実現が必要。（テレサ協会）
- 上位レイヤーに対する規制要件は、必要以上のものを設けるべきではない。（ACCJ）

「低廉で多様なサービスが利用できる」

（公正競争の確保）

## 視点

## 主な意見

### 【一定の方向性が確認された事項】

#### （１）【研究成果の普及の責務の見直し】

- ① グローバル競争を踏まえ、イノベーションを促進し、**国際競争力の強化を図る観点から、研究成果の普及の責務**については、まずは**原則開示の運用の見直しが必要**。
- IOWN等をパートナーと展開していく上で、経済安保・国際競争力の課題があるため、研究開発の推進・普及責務の見直しが必要。開示義務により国際展開に影響が出ることを懸念。（NTT）
  - 研究成果の普及責務について運用によって対処する案が示されているが、法律上の普及責務自体を撤廃すべき。（NTT）
  - 研究成果の開示義務は時代にそぐわない。NTTに限らない研究開発投資の促進（税制の拡充等）が必要。（ソフトバンク）
  - 研究成果の開示・非開示はNTTが自主的に判断しており、運用の見直しで対応可能。（KDDI）
  - NTTの研究成果の開示責務が緩和されることでグローバル企業がNTTと新たに提携を結ぶきっかけとなる可能性がある。（ACCJ）

### 【その他】

#### （２）【研究開発の推進の責務】

- 研究所を縮小して基礎研究ができず、応用研究にも進めない企業が多数ある等の課題を踏まえ、研究の推進の責務については、イノベーション促進の観点から検討すべき。（相田委員、藤井委員）
- 当社は自らの競争力強化のためにこれからも研究開発を推進していく考えであり、法律によって義務付けられるものではない。（NTT）

#### （３）【国際展開】

- 海外事業はNTTデータに寄せており、同社の国際展開についてはNTT法とは関係ない。（NTT）
- 通信事業者とプラットフォーマーには事業構造に差異があり、比較は適切でなく、NTTの規制を緩和・NTTのみを後押しすることでGAFAMに対抗できるようになるとの議論は正しくないのではないか。（ソフトバンク）

「国際競争力」を強化する



## 視点

## 主な意見

「経済安全保障」を確保する

### 【一定の方向性が確認された事項】

#### (1) 【NTT法と外為法の役割】

① **NTT法の外資規制と外為法は、目的と手段の両方に違いがあり、両法があることに意義がある。**

- 情報通信インフラを守る経済安保の観点から、NTT法は重要。外為法の投資規制は、外国投資家が対象であり日本の投資家に適用はない。また規制の強化は経済活動を阻害する。外為法と個別法の両方が必要ではないか。(渡井委員)
- 投資家に対して個別審査を課す外為法が、組織に対して数値に基づく定量的な規制を課す個別法を代替するのは難しい。(山本委員、渡井委員)
- 外為法の事前審査でNTT法と同様の外資等規制が実現できる保証はなく、NTT法の外資等規制には一定の合理性がある。当該規制を廃止することについては、慎重に議論する必要がある。(田島弁護士・西川弁護士)
- 居住を基準に外国投資家を判断する外為法では捕捉しきれない事例についても、国籍を基準に判断するNTT法は制限できる。(田島弁護士・西川弁護士)
- NTTが公社から承継した電柱・管路等の設備は、「特別な資産」であり、外資から保護する必要がある。(KDDI、ケーブルテレビ連盟)

② **仮に、NTT法における外資規制を撤廃するのであれば、それまでに同等の規律を代替する措置について検討していく必要がある。**

- 外為法の強化が必要。他の通信事業者や他分野の重要インフラも含め産業全体で対応すべき。(NTT)
- NTT法の外資規制を見直す場合、保護法益も考慮しつつ、他の法律も含め、どのような枠組みにするかを検討すべき。(渡井委員)

#### (2) 【外国人役員規制の見直し】

① **外国人役員規制については、他の事業の例も参考にしつつ、緩和していくことが考えられる。**

- 仮に役員規制を緩和しても、出資規制の維持・強化により、外資ファンドのアクティビストが外国人役員の選任について圧力をかけてくるような事態を防げるのではないか。(林委員)
- 外国人投資家を背景とした外国人役員の存在は、一定割合までであれば、取締役会の議論を活性化させ、延いては会社経営の安定に資する。(田島弁護士・西川弁護士)

(注) NTTへの国の関与の在り方（政府保有義務等の各種担保措置）については、業務・責務の整理を踏まえた上で検討。